

栗東市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月7日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 三木 敏嗣

公の施設の指定管理者監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規程による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）
指定管理者 株式会社フォレストアドベンチャー

第3 監査の期間

令和5年8月18日から令和5年8月31日まで

第4 監査にあたった監査委員

大橋 慎一 ・ 三木 敏嗣

第5 監査の方法

公の施設の令和4年度指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿および証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされて

- いるか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
- イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- オ 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)
- カ 経費節減は図られているか。
- キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

第7 指定管理の概要

栗東市社会体育施設

- (1) 指定管理者名称
株式会社フォレストアドベンチャー
- (2) 指定の意義
栗東の豊かな自然の中で集団活動と宿泊研修を通じて、豊かな心を育み、明るくたくましい青少年を育成するとともに生涯学習の振興を図るものとする。
- (3) 業務の範囲
主たる業務
 - ア 施設の受付、案内に関する業務
 - イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
 - ウ 施設の利用料の徴収に関する業務
 - エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
 - オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
 その他の業務
 - ア 施設及び設備の保守点検及び管理に関する業務
 - イ 施設の清掃に関する業務
 - ウ 敷地内の清掃等に関する業務
 - エ 備品類の管理・調達に関する業務

オ 保安警備に関する業務

カ その他の維持管理に係る業務

(4) 指定管理期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(5) 指定管理費

令和4年度 13,500,000円

(6) 決算額

令和4年度 13,500,000円

(7) 管理施設の概要

① 名称 栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）

② 所在地 栗東市観音寺459番地20

③ 設置時期 平成4年3月 平成20年5月（リニューアル）

④施設概要

敷地面積 6,618㎡

⑤建物概要

構造 鉄筋コンクリート造瓦棒葺2階建 宿泊研修施設

延床面積 1,643㎡

施設内容 宿泊室（8名×8室、7名×4室、4名×2室）、大研修室1室

小研修室1室、ホール（食堂）、応接室、浴室、トイレ等

(8) その他附属施設の概要

鉄骨造鉄板葺平屋建車庫ほか2棟

第8 監査の結果

令和4年度における指定管理に係わる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

コロナ禍という特別な状況にありながらも、隣接する施設と連携しながら施設経営をされ集客に努められている。また、マウンテンバイクのコースを独自で作るなど工夫をされ経営努力をされている。

今後も、市内外の老若男女の利用客の増加に向けて、SNS以外の情報発信に努めるなどして、本市の中心となる施設として更なる経営努力をされることを期待する。